

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱（令和2年鹿屋市告示第106号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、その他の障害」を「その他の障がい」に、「支障がある障害者」を「支障がある障がい者」に、「聴覚障害者等」を「聴覚障がい者等」に改める。

第5条中「聴覚障害者等」を「聴覚障がい者等」に改める。

第8条第2項中「、聴覚障害者等」を「及び聴覚障がい者等」に改める。

第9条第1項第2号中「聴覚障害者等」を「聴覚障がい者等」に改める。

第10条第4項中「伴う」の次に「意思疎通支援者の」を加える。

第11条第1項第1号から第4号までの規定中「聴覚障害者等」を「聴覚障がい者等」に改める。

第13条ただし書中「これら」を「これらに」に改める。

第14条中「停止、又は」を「停止又は」に、「または」を「若しくは」に改める。

第17条中「おける、第9条」を「おける第9条」に、「第12条」を「第12条までに」、「前条の」を「前条までの」に、「前条中」を「前条までの規定中」に、「、」を「」に改める。

第18条中「、第15条」を「並びに第15条」に改める。

別表中「開始時間から通訳終了時まで」を「集合時間から解散時間まで」に、

「

終日（8時間を超えるとき。）	8,000円	8,000円	8,500円
----------------	--------	--------	--------

」を

「

終日（8時間を超えるとき。）	8,000円	8,000円	8,500円
記者会見	10,000円	—	

」

注 意思疎通支援者の派遣に係る事項が映像として使用され、又は動画として配信される場合の報償費の額は、上表に定める額に2を乗じて得た額とする。ただし、当該派遣に係る事項が記者会見である場合を除く。」

改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

第7号様式（第11条関係）

鹿屋市意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()
F A X ()

鹿屋市意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を次のとおり申請します。

通 訳 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
通 訳 場 所	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号 ・ F A X	
派遣対象人員等	男 人 女 人	身体障害者手帳番号 () 等級 種 級
通 訳 内 容		
緊急時の連絡先	<input type="checkbox"/> 携帯電話（ショートメール）（番号 _____） <input type="checkbox"/> F A Xのみ <input type="checkbox"/> 電子メール（アドレス _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）	
遠隔手話通訳サービス	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	
タブレット端末等の貸出	<input type="checkbox"/> 希望する（ _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 希望しない	
そ の 他		

- 注1 通訳日時の時間は、集合時間から解散時間までを記入してください。
 2 タブレット端末等の貸出しを希望する場合は、誓約書も提出してください。
 3 タブレット端末等は、貸出中等の理由により貸出しができない場合があります。

(タブレット端末等の貸出し用)

誓約書

鹿屋市長 様

私は、遠隔手話通訳サービスの利用のためにタブレット端末及びモバイルWi-Fiルーター（以下「端末等」という。）を借用するに当たり、下記の事項を厳守することをここに誓約いたします。

記

- 1 借用した端末等は、責任をもって管理し、派遣終了後速やかに返却すること。
- 2 借用した端末等は、遠隔手話通訳サービス以外で使用しないこと。
- 3 借用した端末等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 4 端末等を破損・紛失した場合は、当該端末等の原状を回復し、又は損害を賠償すること。

以上

年 月 日

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市意思疎通支援者派遣（却下）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について次のとおり派遣（却下）決定します。

意思疎通支援者氏名		
通 訳 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
派 遣 場 所	名 称	
	所 在 地	
	電話番号・FAX	
派 遣 対 象 人 員 等	男 人 女 人	身体障害者手帳番号（ ） 等級 種 級
派 遣 内 容		
タブレット端末等の貸出期間	年 月 日～ 年 月 日 ※期間内に必ず返却してください。	
そ の 他		
却 下 の 理 由		

別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。

第10号様式（第15条関係）

鹿屋市意思疎通支援者派遣業務報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

(意思疎通支援者)

住 所
氏 名

意思疎通支援業務（手話通訳・要約筆記）が終了したので、次のとおり報告します。

申 請 者		
派 遣 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで 計 時間 分
派 遣 場 所		
派 遣 内 容		
業務上の問題点・ 状況・意見等		
交 通 手 段	1 自家用車 2 公共交通機関 (_____) 3 その他 (_____)	
市 記 入 欄	1 距 離 _____ km ※自家用車利用の場合 2 実費相当 _____ 円 ※公共交通機関利用の場合	

注 派遣日時の時間は、集合時間から解散時間までを記入してください。

第11号様式（第15条関係）

鹿屋市意思疎通支援事業報償費等請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

（意思疎通支援者）

住 所

氏 名

印

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱第15条の規定により派遣業務を実施したので、次のとおり請求します。

派 遣 日 時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで 計 時間 分
派 遣 場 所		
派 遣 内 容		
報 償 費	1 2時間未満 2 2時間以上3時間未満 3 3時間以上4時間未満 4 4時間以上5時間未満 5 5時間以上6時間未満 6 6時間以上7時間未満 7 7時間以上8時間未満 8 終日（8時間を超） 9 記者会見 10 動画配信等（ 時間） （該当する番号に○印）	金 額 円
旅 費	円	
請 求 金 額	円	

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行し、この要綱による改正後の鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。